

平成30年12月21日

労働災害防止に係る要請会議

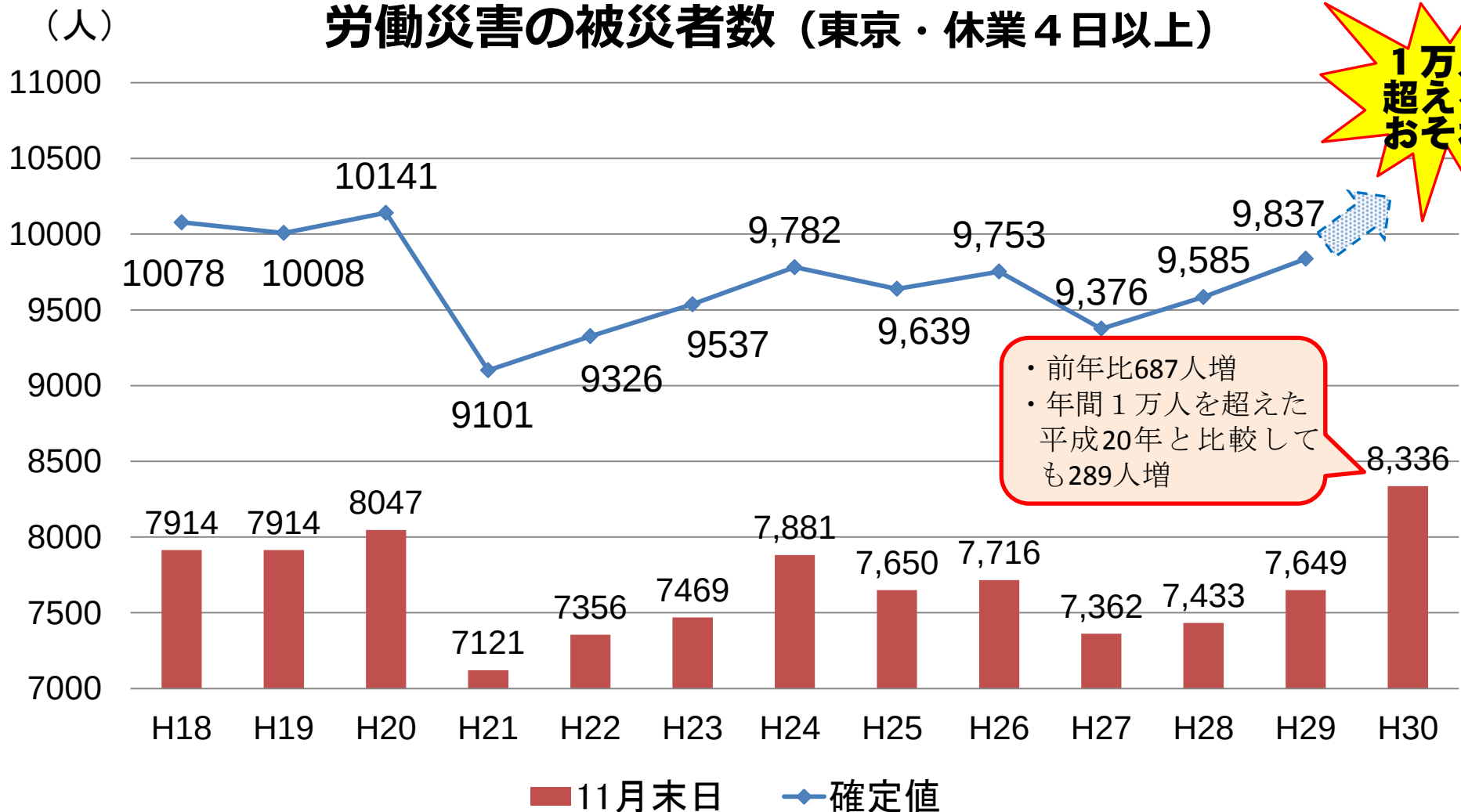


トップが打ち出す方針 みんなで共有
生み出す安全・安心

東京労働局 労働基準部 安全課

労働災害の現状

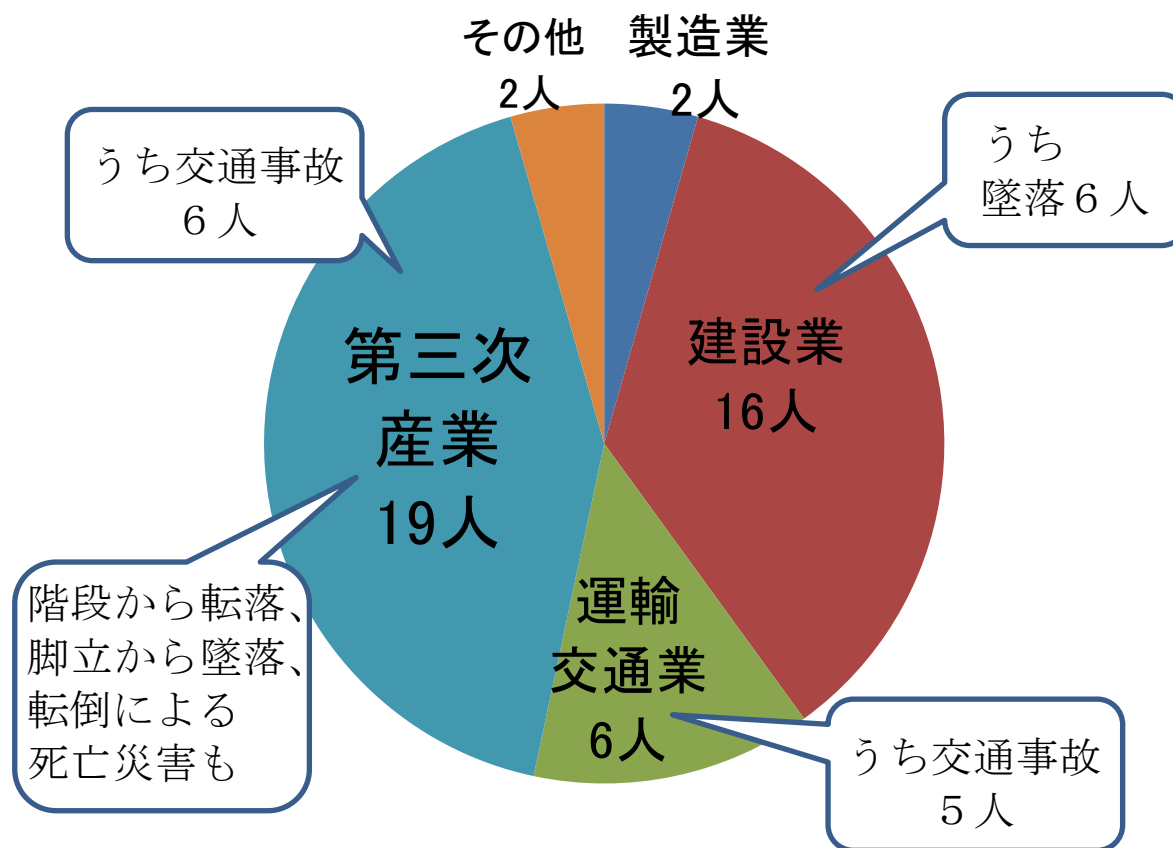
平成30年の労働災害による死傷者数は、
10年ぶりに1万人を超えるおそれ



死亡者の状況

墜落・転落で14人、交通事故で13人死亡

業種別死亡者数(H30年11月末時点)



※死亡者45人(11月末時点)

死亡災害事例

製造業(2人)

- ・溶接作業中の感電
- ・熱中症

運輸交通業(6人)

- ・交通事故
- ・荷卸し中に、トラック荷台から転落

建設業(16人)

- ・墜落・転落
 - ・火災
 - ・熱中症
 - ・旋回した移動式クレーンと作業構台の手すりの間にはさまれ
 - ・トラックへ建築資材を運ぶ作業中、資材が倒れ、はさまれ
 - ・荷台の反対側で作業していた別の労働者が、フォークリフトで荷台の鉄骨部材を降ろそうとした際、被災者の方に鉄骨部材が倒れた
 - ・ダクトの撤去作業中、ダクトが落下し頭部に激突
 - ・交通事故
- など

第三次産業(19人)

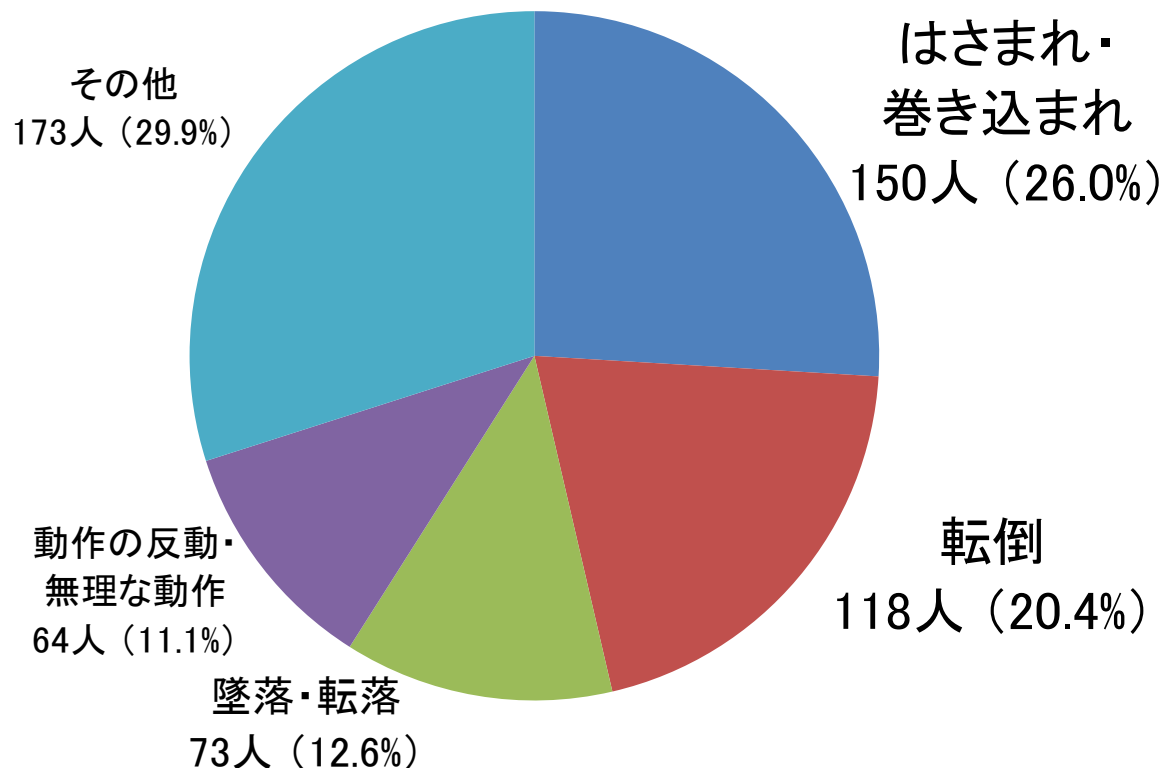
- ・階段でつまづき、階段下まで転落
- ・ロフト式ベッドに備え付けられて
いるはしごを登っていた際に転落
- ・駐車場へ社用車をとりに向かって
いたところ、スロープで転倒
- ・バイクで配達作業中に交通事故
- ・マンション外階段を2階から1階へ
移動中に転落
- ・ガラス製屋根の清掃作業中に
ガラスを踏み抜き墜落 など

その他(2人)・農業(転倒、乗用草刈り機とともに傾斜のある護岸ブロックから転落)

詳細は平成30年死亡災害事例(東京労働局)を参照。なお、速報段階であり、今後変更があり得る

- ・前年同期比17.7%増加（H29:491人→H30:578人）
- ・はさまれ・巻き込まれの割合が高い。転倒災害も増加

事故の型別内訳
（製造業578人）



※11月末速報値

傾向と対策

傾向

- ・安全装置を無効にしたり、機械を停止せずに清掃を行おうとして手指を挟まれた災害、軍手を着用してボール盤を使用し、手を巻き込まれた災害などが発生。法令に基づく措置が十分でないことが認められる。
- ・総じて経験年数の短い労働者の被災が多く、とりわけ経験年数1年未満の労働者の割合が高い。
- ・転倒災害の約7割は50歳以上。経験年数1年未満の被災者の2／3は50歳以上。転倒災害の2／3は通路に起因。
- ・30歳以下の若年労働者は、機械へのはさまれ・巻き込まれ災害の被災率が高い。

対策

- ・法令に基づく危害防止基準の遵守
安全装置等の有効保持(安衛則28条)
そうじ等の場合の運転停止等(安衛則107、108条)
回転体使用時の手袋着用禁止(安衛則111条) 等
- ・高年齢労働者への配慮。特に、経験の短い労働者へ配慮。
- ・未熟練労働者への教育の実施
- ・通路の安全確保

未熟練労働者に対する安全衛生教育 マニュアル(厚生労働省委託事業)

ポイント4 決められた作業手順を守る！

○ 職場にはたくさんの危険があります。

率よく作業するためのルールです。
う。

ポイント3 安全な作業は正しい服装から！

- ・作業時は定められた安全な服装を着用する。
- ・作業服装は身体にピッタリした軽便なものとする。
- ・長袖の場合は袖口を締め、上着の裾はズボンの中に入れる。
- ・刃物やドライバー、ドリルなどをポケットの中に入れて作業しない。
- ・タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、えり巻き、ネクタイなど巻き込まれるおそれのあるものは着用しない。

【保護帽は正しく着用】

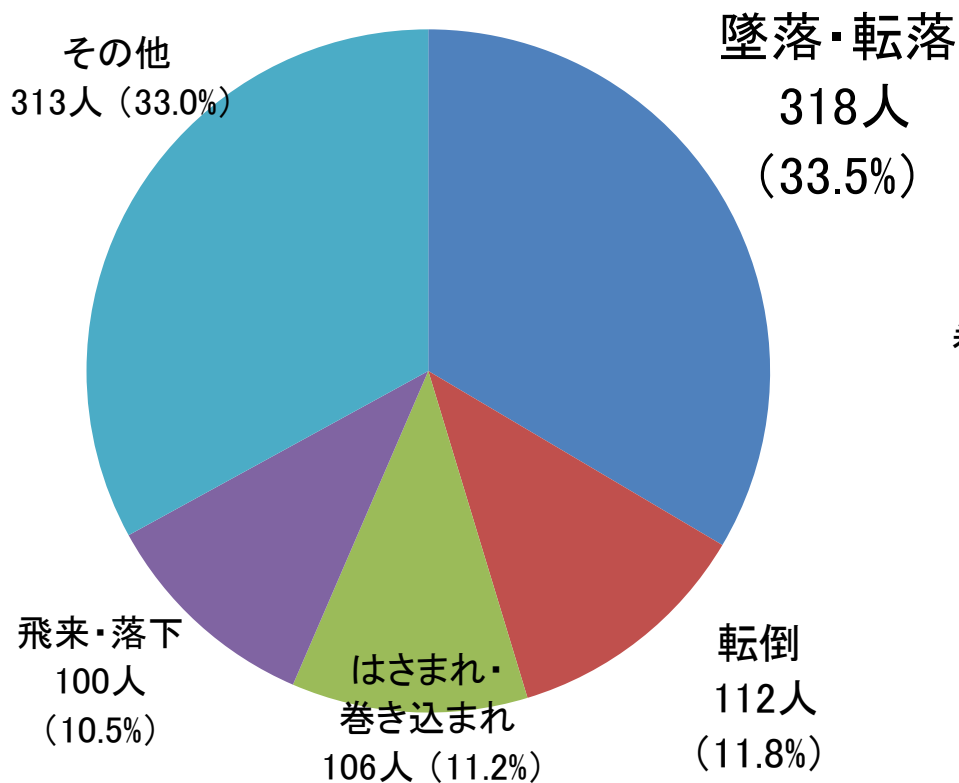
- ・あごひも、ゆるみ、あみだかぶりのチェック
- ・古いもの、傷ついていないことの確認
- ・基本は墮落時保護用

ちんとする。
たり無効にして作業しない。
繰り返し練習し体得する。
ハことをよく理解する。
せず責任者から必ず確認する。
動作や強引な動作をしない。

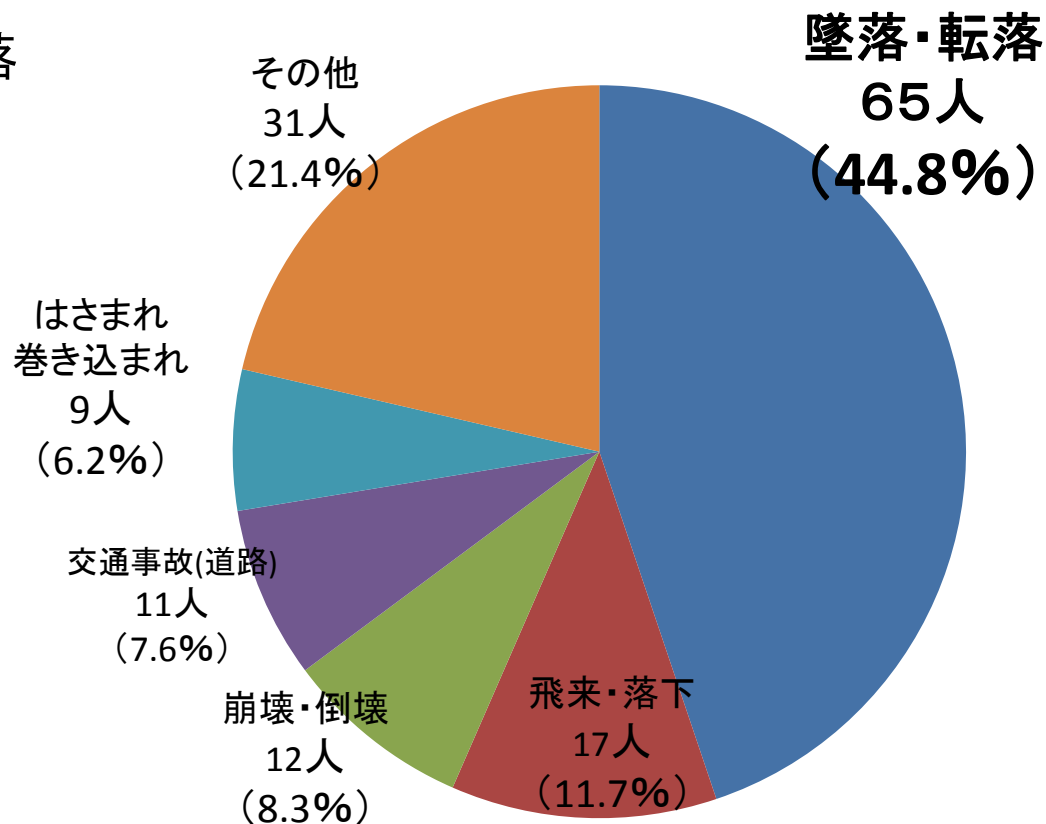


・死亡者、死傷者ともに、墜落・転落によるものが最も多い

事故の型別内訳
(建設業949人)



過去5年間の死亡災害発生状況
(平成25年～29年) (145人)



※11月末速報値

傾向と対策

傾向

- ・墜落・転落のうち、半数超は高さ2m未満で発生
- ・高さ2m以上の墜落制止用器具を使用すべき場所で墜落制止用器具を使用しなかった災害が約6割

休業4日以上死傷災害のうち墜落・転落災害290人(平成30年11月末)を分析

墜落高さ	人数	比率(%)	内容
1m未満	46	15.8	脚立・段差・伸び馬
1m以上2m未満	138	47.6	脚立・荷台・足場1段目飛び降り
2m以上	106	36.6	はしご・屋根端・階段・足場

高さ2m以上安全帯を使用すべき場所で**安全帯使用せず・・・62人**

対策

墜落・転落災害防止対策

- ・墜落制止用器具の使用徹底・取り付け設備の確実な設置
- ・低所(はしご等、トラック荷台)からの墜落・転落対策

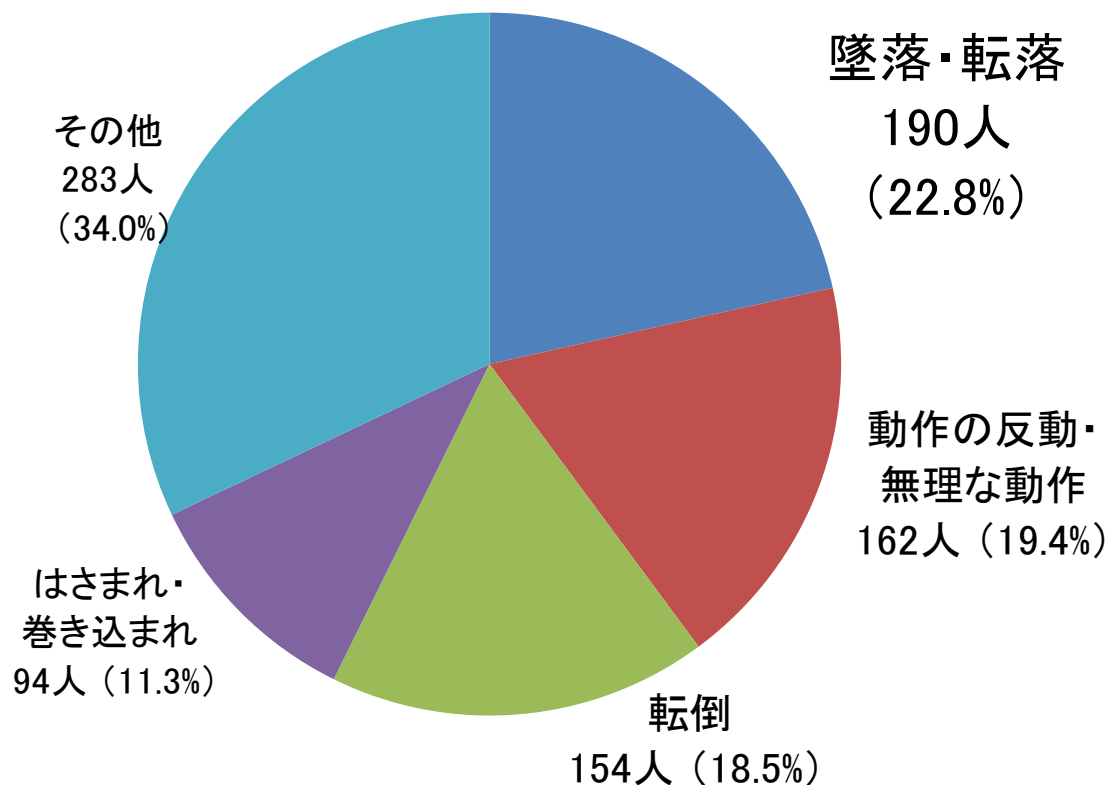
その他 建設業の現状を捉えた災害防止対策

- ・本社機能を利用した現場パトロールの強化
- ・外国人労働者の災害防止対策として、危険標識や掲示の共通化
- ・作業手順の遵守と作業手順の内容の見直し
- ・職長等に対する定期的な再教育の実施

陸上貨物運送事業

- ・トラックの荷台等からの墜落・転落災害が多発、死亡災害も発生
- ・配送中などの転倒災害が前年対比42.6%増加

事故の型別内訳
(陸上貨物運送事業883人)



※11月末速報値

傾向と対策

傾向

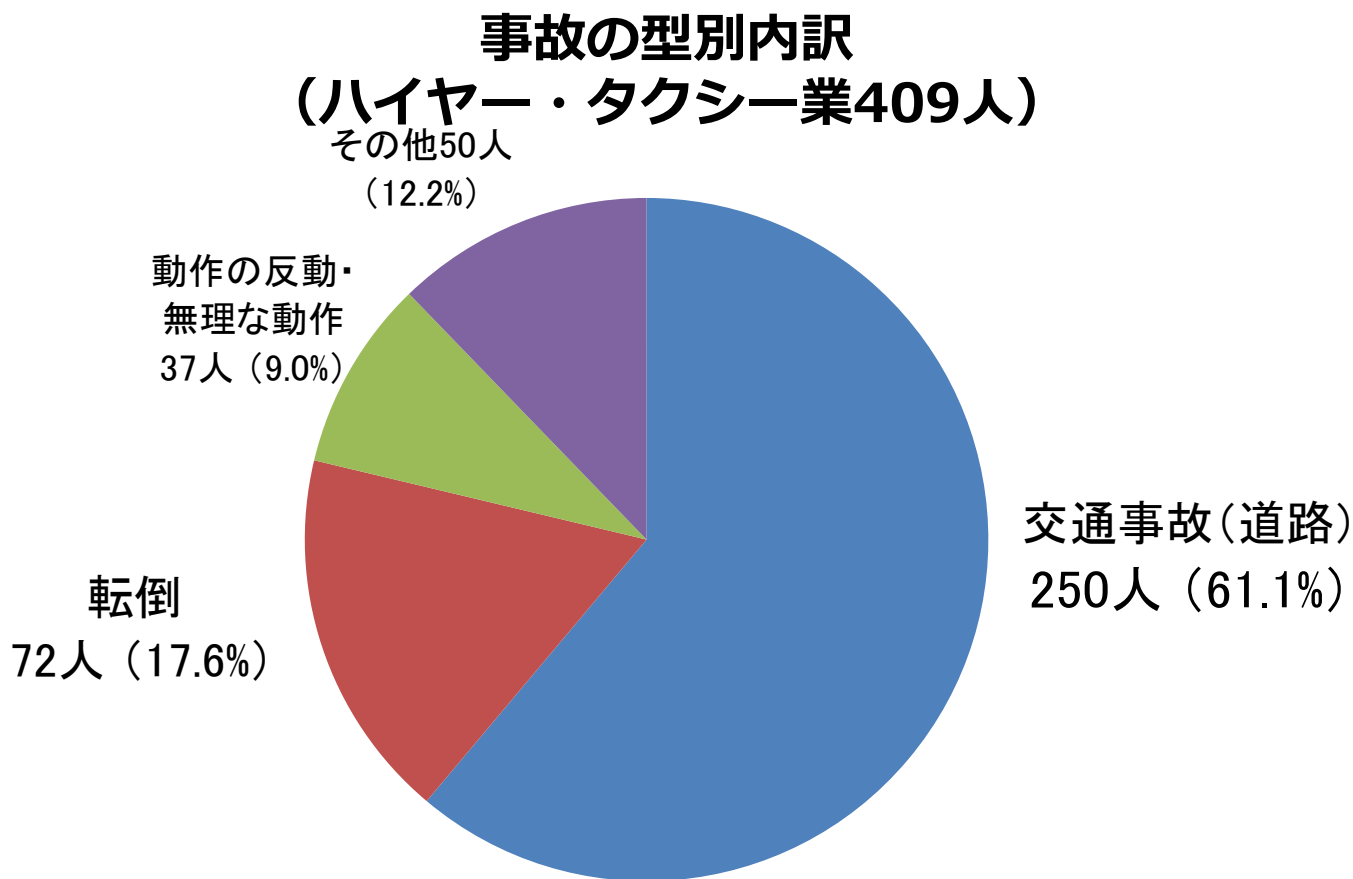
- ・墜落・転落は、あおりの上に立つ、ステップ・階段を踏み外すものが多い。
- ・動作の反動・無理な動作は、荷を持ち上げる際に腰痛となるものが多い。
- ・転倒は、段差につまずく、濡れた路面・床面で滑るものが多い。
また、走っている際のもが多く、階段から転落するものも。
- ・はさまれ・巻き込まれは、ロールボックスパレットで手足を挟むものが多い。
- ・平成20年よりトラック輸送量は減少するも、直近数年のトラック輸送量の増加とそれに伴う新規採用者の増加に対応した安全衛生管理体制の強化、経験期間の短い労働者への教育訓練の充実が求められる。

対策

- ・荷役作業時の安全対策の徹底
→荷役5大災害の防止、荷台等への昇降時の三点確保の徹底
- ・転倒災害の防止
→階段では走らない、濡れた路面・床面は走らないことを徹底
- ・交通事故防止
→交通労働災害防止のための取組
- ・腰痛予防体操の実施、ロールボックスパレット使用時の8つのルールを遵守
- ・未熟練労働者への安全衛生教育の充実

ハイヤー・タクシー業

- ・交通事故が6割。
- ・転倒災害が前年同期比57%増加。



傾向と対策

傾向

- ・10年前に比べ、タクシー台数、運転者人数、走行距離等は減少しているにもかかわらず、労働災害は増加。特に交通事故の割合が増加。
- ・運転者の高齢化に伴い、労働災害が増加しているおそれ。
(東京都のタクシー運転者の平均年齢:平成20年 56.7歳→平成29年58.4歳
労働災害のうち60歳以上の占める割合:平成20年27.5%→平成29年40.0%)
- ・交通事故には、走行時の右直事故、赤信号見落としなどによるものが含まれ、取組によって減少の余地がある。
- ・他車から追突された場合に備え、ヘッドレストを適正な位置に設定することが鞭打ち症の軽減に有効。
- ・転倒災害は、トイレ使用時等に通路以外を通る「近道行動」の際に多く発生。
平成30年は積雪に伴う災害も。

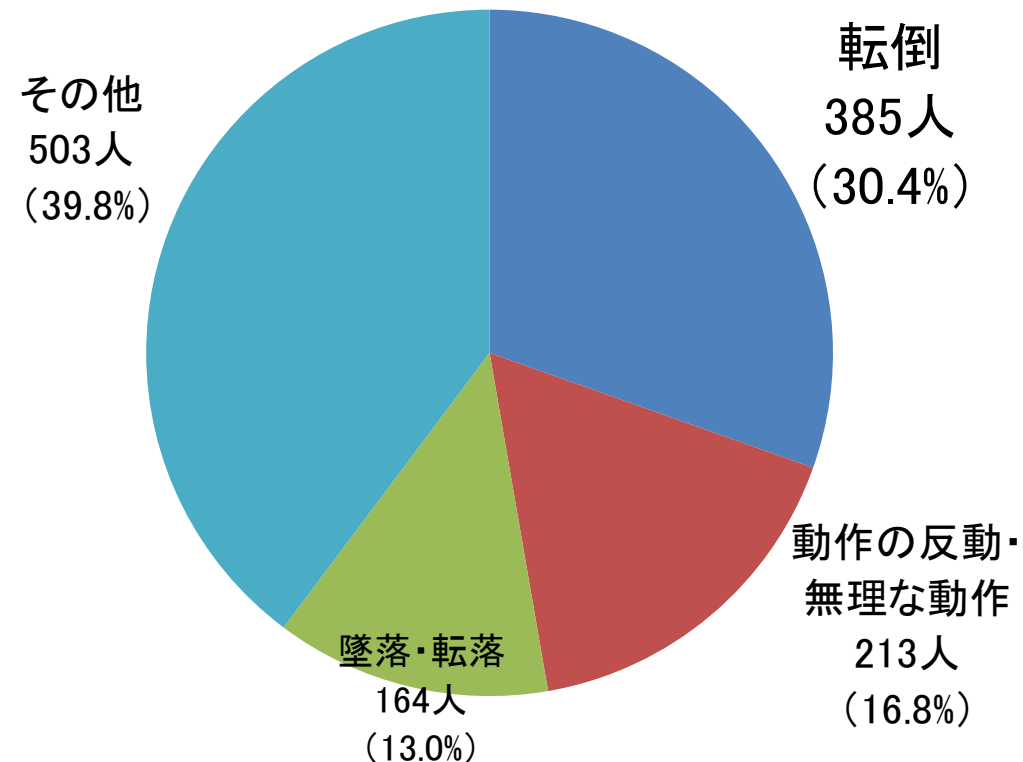
対策

- ・交通労働災害防止ガイドラインを指針とした交通労働災害防止対策
- ・ドライブレコーダーの映像を活用した交通危険予知訓練の推進
- ・ヘッドレストを適正な位置に設定することを教育、点検で徹底
- ・転倒災害防止(特に、①近道行動の危険の周知、②積雪時の除雪・履き物)

卸・小売業

- ・転倒災害の割合が高い。平成30年は、1月の降雪の影響で転倒災害が増加。
- ・墜落・転落は、主に階段又は脚立等使用時に発生。

事故の型別内訳
(卸・小売業1,265人)



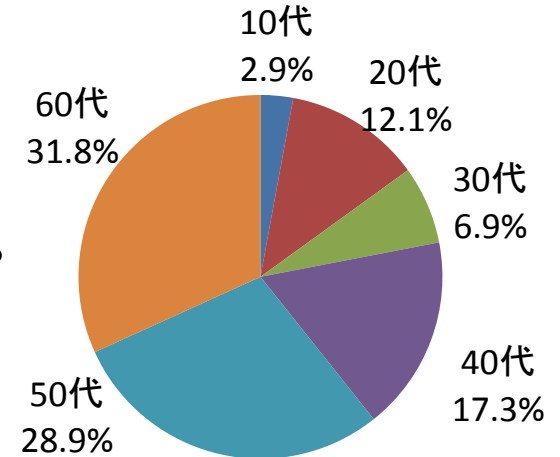
※11月末速報値

傾向と対策

傾向

- ・スーパーやデパートなどの各種商品小売業等では、特に段差でのつまづき・引っかけり・階段の昇降中の状況で災害が発生。
- ・転倒災害の9割が女性であり、50歳以上が8割。
- ・50歳以上の高年齢労働者の災害が6割を占める。
- ・不安定なものを足場代わりに使用して墜落するケースも。

H30 各種商品小売業
年齢別被災者割合



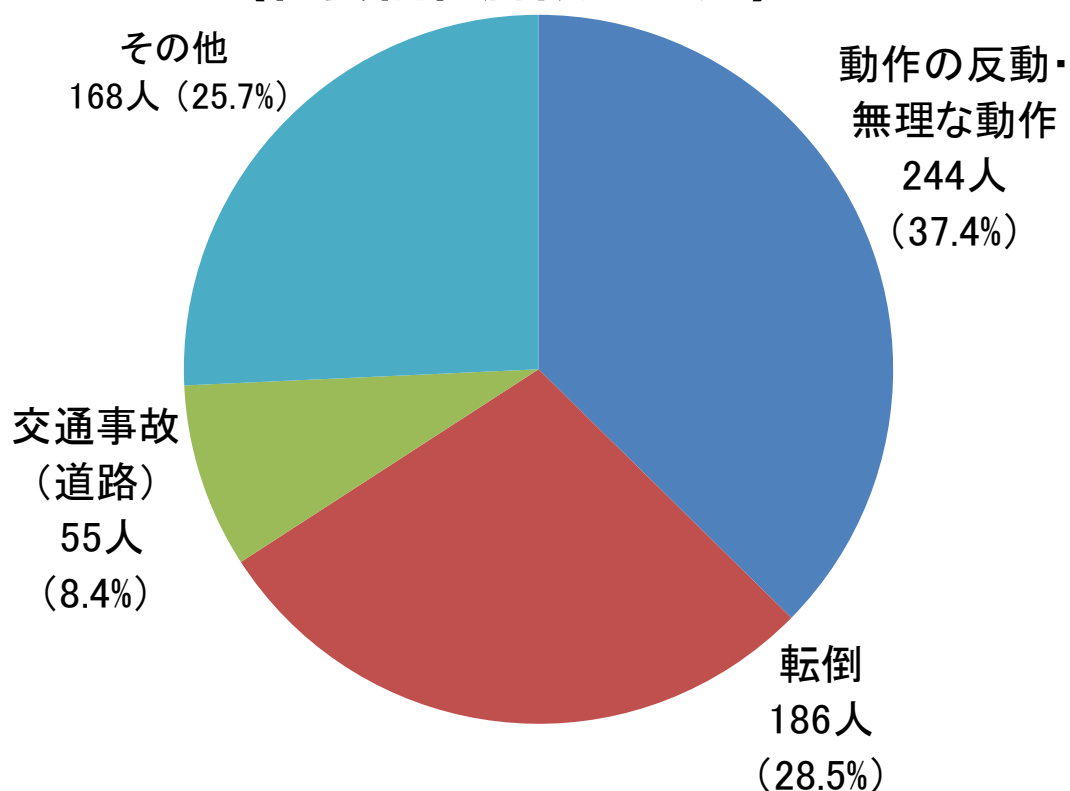
対策

- ・転倒災害防止が最重要課題。
段差や水濡れしやすい箇所などを標識等により表示
(危険箇所の見える化)、滑りにくい靴の推奨、十分な照度の確保、
加齢と身体機能の関係の周知教育
- ・高年齢労働者への配慮
段差や凸凹の解消、手すりの設置
始業開始時の体操などの推奨(特に足首・脚の関節部)

社会福祉施設

- ・介護作業時等に腰痛になったり足を捻挫するなど動作の反動、無理な動作による災害が多発。
- ・1月の降雪の影響で転倒災害や交通事故が増加したほか、階段から転落する災害が増加。転倒による死亡災害も発生。

事故の型別内訳
(社会福祉施設653人)



※11月末速報値

傾向と対策

傾向

- ・施設数及び就労者数の増加に伴って災害が増加（10年間で約1.7倍）。特に、転倒災害と交通事故の発生割合が増加。
- ・高年齢労働者は特に転倒しやすく腰痛になりやすい傾向。
- ・利用者の送迎が発生するデイサービスや、居宅型訪問介護サービスでは、交通事故防止も課題（特に自転車での移動中の交通事故が増加）。

対策

- ・腰痛予防
- ・転倒災害防止
- ・脚立等からの墜落防止
- ・交通事故防止（車のほか、二輪車によるものも）
- ・集団感染対策（ノロウィルス等）

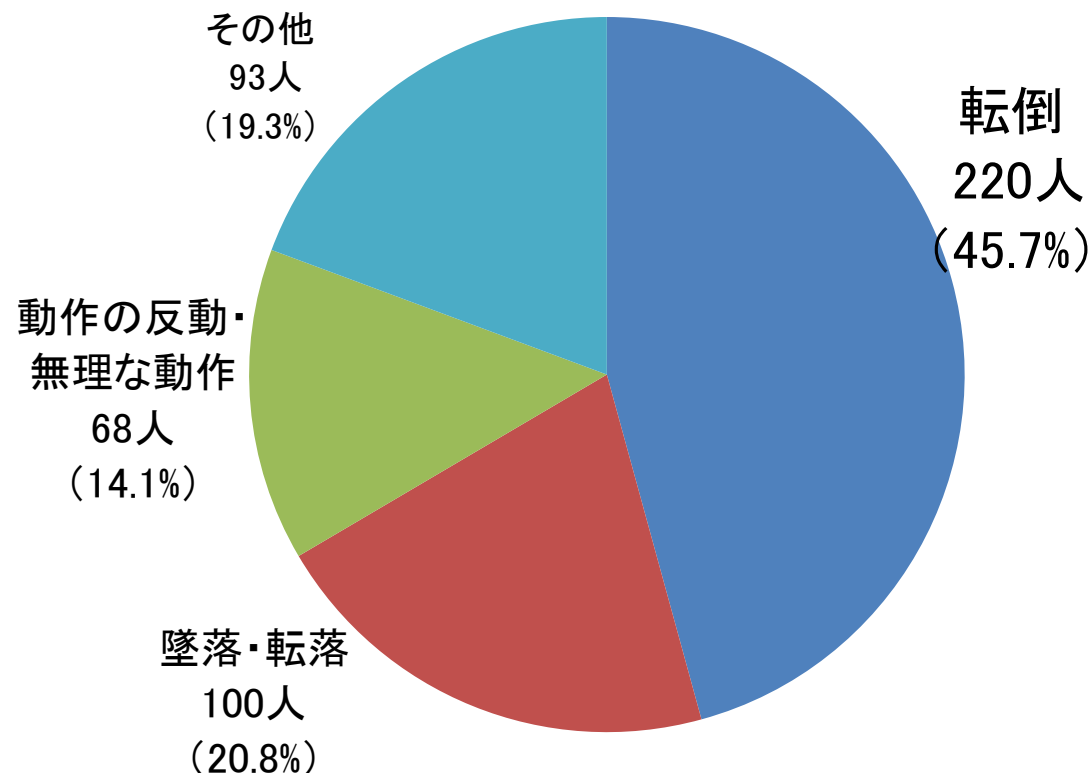
→多岐にわたる労働災害を防止するためには、安全の担当者（安全推進者）を各施設に配置することが効果的

※安全推進者…厚生労働省のガイドラインに基づくもので、安全活動の従事経験を持つ労働者を事業場ごとに1名以上配置し、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発及び安全教育等の職務を担わせるべきことが示されている。（平成26年基発0328第6号）

ビルメンテナンス業

- ・1月の降雪の影響で、転倒災害が特に増加。
- ・墜落・転落也多発。死亡者3人はいずれも墜落・転落によるもの。

事故の型別内訳
(ビルメンテナンス業481人)



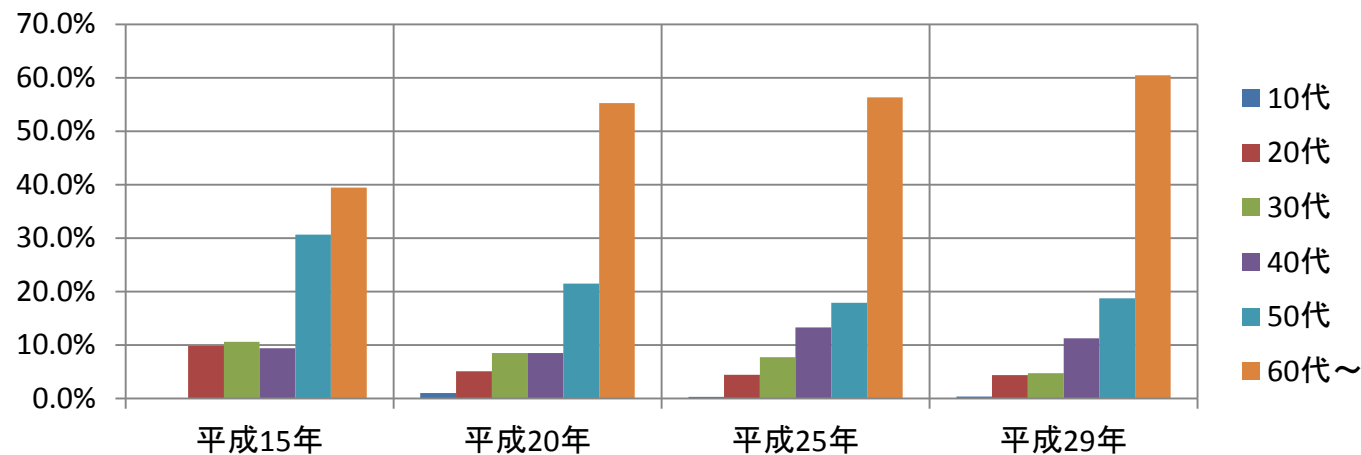
※11月末速報値

傾向と対策

傾向

- ・60歳以上の労働災害の割合が増加し続けている。
- ・マンション管理業務においては、特に転倒災害が発生。階段や脚立からの墜落・転落也多発し、死亡者も発生。設備的な対策が困難な場合が多い。
- ・高層ビルのガラス清掃作業においては、高所からの墜落・転落対策が最重要課題。

労働災害に占める年齢別構成比



対策

- ・墜落制止用器具の使用徹底
- ・低所(はしご、階段)からの墜落・転落防止
- ・高年齢労働者への配慮
 - 始業開始時の体操などの推奨(特に足首・脚の関節部)
 - 雨天・降雪時の滑り事故への注意喚起

労働災害防止の取組の強化について（要請）

1. 年末年始の取組

年末年始にかけて、冬期の労働災害防止を傘下会員事業場に呼びかけること

→冬期特有の災害防止（転倒、交通事故等）

2. 次年度以降の継続した取組

団体として、業界内における労働災害防止の取組を強化し、次年度以降継続して実施することを検討すること

→業界団体としての取組の強化

団体における取組例

- ・労働安全に関する講習会の開催
- ・事業場訪問、パトロール等の実施
- ・好事例の収集と会員企業への展開
- ・行政機関が実施する取組の周知広報

労働安全なら…

経営トップによる方針表明 →東京労働局ホームページ

労働者による安全宣言 →東京労働局ホームページ

安全の担当者の配置(※小売、社会福祉施設等) →厚生労働省ガイドライン

安全の「見える化」、危険個所の「見える化」の取組

→職場の安全サイト、見える安全活動コンクールウェブサイト(厚生労働省運営)

安全衛生優良企業公表制度 →職場の安全サイト

あんぜんプロジェクトへの加入

→職場の安全サイト、あんぜんプロジェクトウェブサイト(厚生労働省運営)

取組をサポートする団体

○講師派遣・個別訪問による事業場支援等

- ・中央労働災害防止協会

製造業又は三次産業を対象とする場合は無料で講師等を派遣する制度あり(中小規模事業場安全衛生サポート事業)

- ・労働安全衛生コンサルタント会

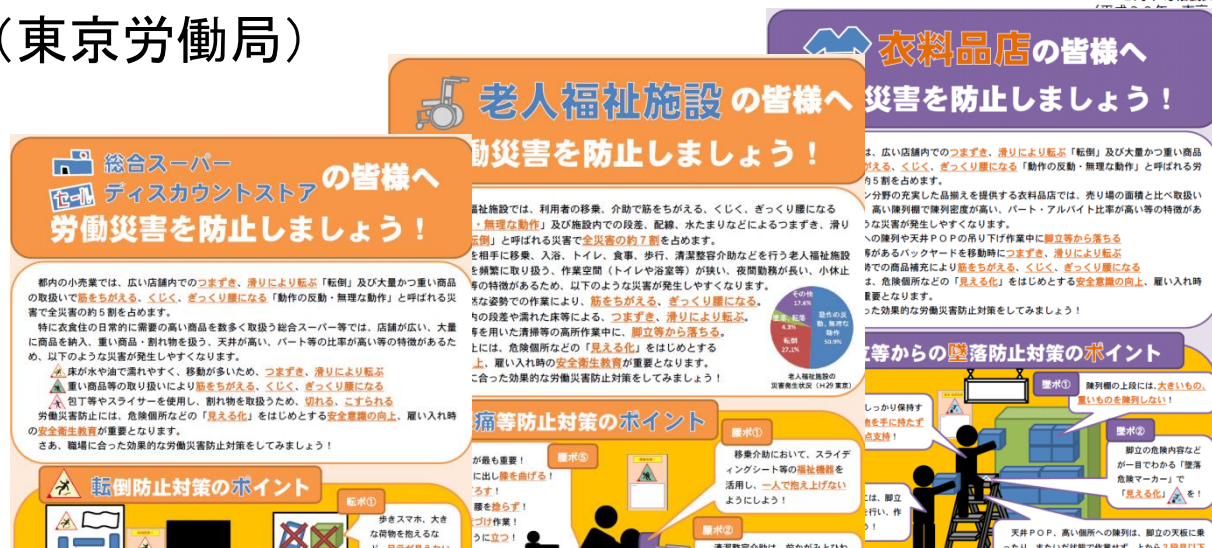
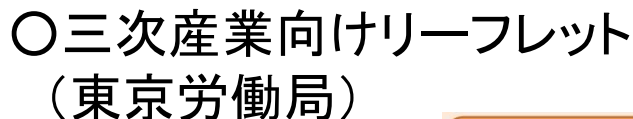
労働安全衛生の専門家集団。個別企業の安全衛生診断を実施。

- ・東京都社会保険労務士会

東京労働局との協定に基づき、主に三次産業の労働災害防止の助言指導などを実施

○映像・スライドショーによる 転倒災害防止教材(職場の安全サイト)

○冬期の転倒災害防止リーフレット (東京労働局)



活用可能な資料等

○高年齢労働者の安全対策

高年齢労働者の安全と健康(東京労働局)

【掲載内容】

高年齢労働者の安全と健康の状況

災害防止と健康確保対策の具体例 等



(東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jite.mhiw.go.jp>)

エイジアクション100

(中央労働災害防止協会)

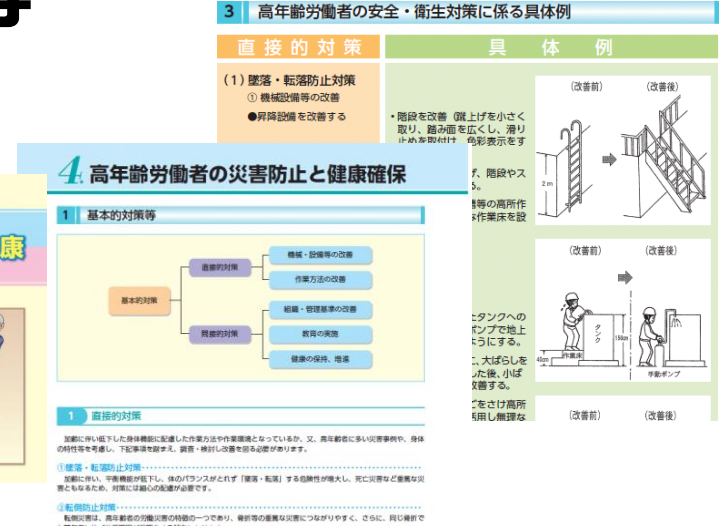
【掲載内容】

チェックリスト

加齢に伴う身体・精神機能の状況 等



中央労働災害防止協会



IV 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番号	チェック項目 (100 の「エイジアクション」)	結果 (満足度)
Ⅵ 加齢に伴う身体・精神機能の状況		
	で、能力として活用している。	
	の基本方針の策定を行っている。	
	を推進する計画を策定している。	
	害発生リスクに対処する観点から、高年齢労働 らと考える場合には、指差ししやすい体制を整備し、 勤務時間の短縮等を行っている。	
	めの対策	

上記のほか、個別の業種等に応じた資料をご用意しています。

東京労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください

結びに

～今後の社会の変化を見据えて～

- ・都内の労働力人口や就業者数は、全体としては増えている
- ・一部業種で就業者数が増加する一方、人手不足となっている業種も
- ・いずれの業種においても、労働力の高齢化は進んでいる

○高齢者をはじめとする多様な人材の活用が今後必要

○多様な人材を確保・育成し、業界が健全に発展していくため、労働安全は大前提となる部分。

皆様の御理解をいただくとともに、業界としての取組をお願いいたします。



東京労働局、管内労働基準監督署では、
"Safe Work TOKYO"の下、
「トップが打ち出す方針 みんなで共有
生み出す安全・安心」をキャッチフレーズに、
労働災害防止の取組を推進しています